

公益財団法人日本ハンドボール協会 競技用具検定規程

(目的)

第1条 この規程は、本協会がハンドボール競技の公平性、普遍性、安全性の確保のために、ハンドボール競技に用いる用具（以下「競技用具」という。）を検定し、ハンドボール競技の普及、発展に資するために用いる。

2 競技用具は、協会の検定を受けたものでなければならない。

(安全基準)

第2条 検定は、検定基準（競技用具に関する競技規則および規格基準）によって行う。大会管理者は、競技用具が検定済の用具であることを確認しなければならない。

2 競技会において競技用具が検定されていない場合、暫定検定制度により検定を受けなければならない。

「I」ボール

(1) ボールに関する競技規則

1) ボールは球形で表面は皮或いは合成の素材でできていなければならない。表面は光ったり滑りやすいものではない。また、表皮より突出のないこと。

2) ボールの規格

【松やに類・両面テープを使用する場合】

ア) J. H. A. 3号球は、外周 58 ～ 60cm、重さ 425 ～ 475g でなければならない。

イ) J. H. A. 2号球は、外周 54 ～ 56cm、重さ 325 ～ 375g でなければならない。

ウ) J. H. A. 1号球は、外周 50 ～ 52cm、重さ 290 ～ 330g でなければならない。

【松やに類・両面テープを使用しない場合】

ア) J. H. A. 3号球は、外周 55.5 ～ 57.5cm、重さ 400 ～ 425g でなければならない。

イ) J. H. A. 2号球は、外周 51.5 ～ 53.5cm、重さ 300 ～ 325g でなければならない。

ウ) J. H. A. 1号球は、外周 49.0 ～ 51.0cm、重さ 290 ～ 330g でなければならない。

エ) J. H. A. 0号球は、外周 46.0 ～ 48.0cm、重さ 255 ～ 280g でなければならない。

「II」ゴール

(1) ゴールに関する競技規則

ゴールに関する競技規則を基準として、次の条件を満たしていなければならない。

1) 大きさ：ゴールは、内のりで高さ2m、幅3mでなければならない。

2) 構成：ゴールは、ゴールポスト・クロスバーと支えの部分などによって組み立てられ固定されていなければならない。ゴールは競技場にも固定できるものでなければならない。

3) 材質・形状：ゴールポスト及びクロスバーは、木材及び軽金属あるいは合成樹脂の材質でなければならない。その切断面は1辺が8cmの正方形でなければならない。

4) 塗装：ゴールは対照的な二色で20cm間隔で（ゴールポストとクロスバーが接する部分では28cmで同色）塗り分けられていなければならない。色は赤白が望ましい。

5) 支え部分：支え部分は、上方で80cm以上、下方で100cm以上でなければならない。

6) 固定具：ゴールを競技場の床または地面に固定するための用具及び装置は、競技場に支障を与えたり、ゴールの形を変えるようなものであってはならない。

(2) ゴールの規格基準

公益財団法人日本ハンドボール協会ハンドボール用具規格による。

「Ⅲ」 ゴールネット

(1) ゴールゴールに関する競技規則

ゴールネットに関する競技規則を基準として、次の条件を満たしていなければならない。

- 1) ゴールネットは、ゴールの支え部分（80 cm以上、下部100 cm以上）に取り付けなくてはならない。かつ、ゴールインしたボールが直接跳ね返らないように、ネットには緩みがなければならない。
- 2) 材質は、シュートされたボールによって破れることがないように強靱なものでなければならない。

(2) ゴールネットの規格基準

- 1) 糸の太さは20番手60本以上の強度を持つものでなければならない。引っ張り強度が、最低2000N（200kgf）以上なければならない。
- 2) 網目は最大10 cm目とする。多角形のネットについては、各辺の合計が最大40 cmとする。結び目の強度は750N（75kgf）以上なければならない。

(検定の手続き)

第3条 製造業者が競技用具の検定を申請する場合には、検定を受けようとする競技用具について、

①申請書、②設計図（面）または仕様書、③試験結果報告書、④会社概要等を協会に提出し、審査を受けなくてはならない。

ただし、ボールの検定手続きについては、日本協会の審査の前に国際連盟（IHF）の認定を受けておかなければならない。国際連盟（IHF）の認定前に日本協会に検定の申請があった場合には、準検定品として取り扱う。

- 2 前項の申請があったときには、協会用具検定委員会が検定基準に準拠しているか否かを審査し、常務理事会に報告する。
- 3 前項の審査結果に基づき、常務理事会が検定基準に準拠していると認めたときは、申請者に報告するとともに公示する。

(検定料)

第4条 協会の検定を受けた製造業者は、協会の定める基本検定料（検定工場料）を毎年（4月1日～3月31日）納入するとともに、検定料を納入して、証紙・検定証・証布の交付を受ける。検定料については別に定める。

(証紙・検定証・証布の貼付)

第5条 検定品には協会が発行する証紙（ボール）・検定証（ゴール）・証布（ゴールネット）を貼付しなければならない。

(検定の取り消し)

第6条 つぎの各号に該当するに至った場合は、検定を取り消すものとする。

- (1) 競技規則及び検定基準を逸脱する競技用具が、検定用具として製造販売された場合
- (2) 証紙・検定証・証布が貼付されていない検定用具が販売された場合
- (3) 基本検定料が納入されない場合
- (4) その他、協会に不利益をもたらすような事態が生じた場合

- 2 協会は検定を取り消した時には、その旨公示するものとする。

(検定用具の検査)

第7条 検定用具は、基本検定納入時に毎年度競技用具委員会で検定基準に準拠しているか否かを検査しなければならない。

- 2 競技会前に、大会管理者は検定用具が検定基準に準拠しているか否かを検査し、検定用具であっても、競技に十分耐えうるか否かも検査しなければならない。

付則

- 1 この規程は、平成6年2月12日より施行する。
- 2 平成7年4月1日一部改正
- 3 令和3年4月1日一部改正。